# いわて省エネルギー住宅建設推進事業費補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、いわて省エネルギー住宅建設推進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」 という。)に基づき実施する補助金の交付について必要な事項を定め、事業の円滑な実施 に資することを目的とする。

## (補助金交付申請書の受付)

第2 補助金交付申請は、予算の範囲内で先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金交付申請に係る補助額が予算の範囲を超えると認められるときは、補助金交付申請の受付を停止する。

#### (補助対象事業の期間)

第3 要綱第4第3項に規定する開始日は、補助事業に係る工事の着手日とし、同項に規定する完了日は、住宅を引き渡し、工事代金の支払いが完了した日とする。

## (補助金交付申請書の添付書類)

第4 要綱別表第4に規定する補助金交付申請書の添付書類の内容は、次の表の右欄に定めるいずれかのものとする。

つるい すれい のものとする。				
1に規定する添付書類	内容			
建設業者が岩手型住	1 岩手型住宅賛同事業者の公表に係る通知			
宅賛同事業者又は岩	書の写し			
手県地域型復興住宅	2 岩手型住宅賛同事業者の一覧			
地域住宅生産者グル	3 岩手県地域型復興住宅地域住宅生産者グ			
ープの登録事業者で	ループの一覧			
あることが確認でき	4 その他知事が認めるもの			
る書類				
建設業者との契約状	1 工事請負契約書の写し、見積内訳書の写			
況が確認できる書類	し、図面(平面図、立面図、矩計図、断面図			
	等)			
	2 建売住宅売買契約書の写し、見積内訳書の			
	写し、図面(平面図、立面図、矩計図、断面			
	図等)			
	3 その他知事が認めるもの			
ZEH を上回る基準とな	1 住宅の「ZEH」、「ゼロエネ相当」に関する表			
ることが確認できる	示についての一次エネルギー計算書(一般財			
書類	団法人住宅性能評価・表示協会)			
	2 その他知事が認めるもの			
太陽光発電設備の仕	1 カタログの写し			
様が確認できる書類	2 その他知事が認めるもの			
HEMS の仕様が確認で	1 カタログの写し			
	はに規定する添付書類 建設業者が岩手型住 主設業者が岩手型住宅 を登ります。 を主場をといってある書類 建設業者できる書類 を上回る基準できる書類 を上のできる書類 を上のできる書類 を上のできる書類 を上のできる書類 を上のできる書類 を上のできる書類 をよる書類			

	きる書類	2	その他知事が認めるもの
蓄電池を導	蓄電池の仕様が確認	1	カタログの写し
入する場合	できる書類	2	その他知事が認めるもの

# (補助金請求書の添付書類)

第5 要綱別表第4に規定する補助金請求書の添付書類の内容は、次の表の右欄に定めるいずれかのものとする。

要綱別表第4に規定する添付書類		内容
全体	気密性能試験の結果が確認できる	1 気密測定結果報告書
	書類	2 その他知事が認めるもの
	要した経費を支出したことが確認	1 領収書の写し
	できる書類	2 その他知事が認めるもの
	申請者が住宅に居住することが確	1 住民票の写し
	認できる書類	2 その他知事が認めるもの
	ZEH を上回る基準となったことが	1 BELS 評価書の写し
	確認できる書類	2 その他知事が認めるもの
	住宅の建設が完了したことが確認	1 検査済証の写し
	できる書類	2 その他知事が認めるもの
		1 住宅建設後のカラー写真
		2 その他知事が認めるもの
	仕様を満たした太陽光発電設備を	1 太陽電池モジュール設置
	導入したことが確認できる書類	後のカラー写真
		2 その他知事が認めるもの
		1 パワーコンディショナの
		カラー写真
		2 その他知事が認めるもの
		1 保証書又は出荷証明書の
		写し
		2 その他知事が認めるもの
		1 太陽電池モジュールの出
		力対比表の写し
		2 その他知事が認めるもの
		1 電気事業者と電力受給契
		約を締結した契約書の写し
		2 その他知事が認めるもの
		1 PPA、ファイナンス・リー
		ス契約書の写し (PPA やリ
		ス契約に該当する場合)
		2 その他知事が認めるもの
	仕様を満たした HEMS を導入した	1 HEMS のカラー写真
	ことが確認できる書類	2 その他知事が認めるもの

		1 保証書又は出荷証明書の
		写し
		2 その他知事が認めるもの
蓄電池を導入し	仕様を満たした蓄電池を導入した	1 蓄電池のカラー写真
た場合	ことが確認できる書類	2 その他知事が認めるもの
		1 保証書または出荷証明書
		の写し
		2 その他知事が認めるもの
		1 PPA、ファイナンス・リー
		ス契約書の写し(PPA やリー
		ス契約に該当する場合)
		2 その他知事が認めるもの

(補助金に係る書類の提出先)

第6 補助金に係る書類の提出先は、別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。